

4. 自然環境保全

(1) アカウミガメの保護

ア. アカウミガメ実態調査

開始年度：平成4年度

調査内容：市内表浜海岸一帯（直線距離13.5km）の上陸、産卵、ふ化状況について調査

調査員：豊橋市アカウミガメ実態調査員

アカウミガメ実態調査結果

調査年度	初上陸	最終上陸	上陸回数	産卵巣数	産卵成功率	平均産卵数	脱出率
H4	5月15日	8月26日	200回	136巣	68%	114個	53%
H5	5月7日	9月24日	148回	97巣	66%	103個	37%
H6	5月28日	8月17日	75回	53巣	71%	114個	56%
H7	5月27日	8月24日	99回	65巣	66%	116個	62%
H8	5月20日	8月25日	81回	61巣	75%	108個	52%
H9	5月27日	8月17日	21回	7巣	33%	99個	67%
H10	5月26日	8月20日	23回	16巣	70%	121個	51%
H11	5月26日	9月9日	41回	30巣	73%	114個	53%
H12	5月27日	8月15日	54回	38巣	70%	106個	56%
H13	5月19日	8月16日	86回	60巣	70%	112個	43%
H14	5月25日	8月25日	71回	41巣	58%	113個	54%
H15	5月20日	8月15日	101回	68巣	67%	113個	68%
H16	5月26日	8月25日	55回	35巣	64%	114個	65%
H17	5月15日	8月23日	173回	82巣	47%	103個	65%
H18	6月4日	8月26日	55回	29巣	53%	103個	57%
H19	6月2日	8月28日	71回	34巣	48%	115個	65%
平均	5月23日	8月24日	85回	53巣	62%	111個	57%

産卵成功率 = 上陸したウミガメが産卵に成功した割合

平均産卵数 = 1頭のウミガメが1回に産んだ卵の数の平均

脱出率 = 対象とする卵のうち、ふ化してさらに産卵巣から地表に脱出できた卵の割合

イ. 竜宮探検 表浜のアカウミガメ調査隊（講座）

開催日：平成19年7月21日（土）

場所：五並地区市民館、表浜海岸（小島町ほか）

目的：アカウミガメの生態とそれを取り巻く表浜海岸の自然環境について認識・理解するとともに、アカウミガメの上陸・産卵調査や保護活動に関心のある市民を募集し、受講者の中から実態調査員希望者を発掘する。

内容：・アカウミガメの生態（講師 豊橋うみがめクラブ会員）
 ・表浜の地形と植物（講師 三河生物同好会会員）
 ・アカウミガメの上陸・産卵調査（講師 豊橋うみがめクラブ会員）
 夜間調査（希望者のみ）（講師 豊橋うみがめクラブ会員）

参加者数：7名

ウ.「アカウミガメの来る表浜海岸の自然観察会」の開催

開催日：【第1回】平成19年7月28日(土) 【第2回】平成19年8月4日(土)

【第3回】平成19年8月8日(水) 【第4回】平成19年10月27日(土)

場所：【第1回】表浜海岸(東細谷町～西七根町)【第2・3回】表浜海岸(西七根町)

【第4回】表浜海岸(細谷町)

目的：アカウミガメの生態と保護の重要性を表浜の自然観察をとおして勉強し、自然の大切さを認識してもらう。

内 容

項 目	第1回	第2・3回共通	第4回
内 容	・一日調査員としてアカウミガメの上陸産卵調査	・海浜植物の観察 ・アカウミガメ産卵巣の観察	・海浜植物の観察 ・アカウミガメ産卵巣のふ化調査
指 導	・豊橋うみがめクラブ 会員	・東三河自然観察会会員 ・豊橋うみがめクラブ会員	

参加者数：【第1回】96名、【第2回】47名、【第3回】29名、【第4回】雨天中止

エ.表浜海岸砂浜乗入れ車両調査

調査目的：管理用通路より海側の砂浜における車両乗入れ及び海岸利用者の実態を把握し、今後の保護対策の基礎資料とする。

調査地：市域表浜海岸全域(13.5km：直線距離)

調査実施状況

区 分			調 査 日 時	天 候	台 数	調 査 者
夏	早朝	平日	平成19年7月25日(水) 4時55分～6時20分	晴れ	0	環境保全課 職員
		休日	平成19年8月5日(日) 5時00分～6時54分	晴れ	0	
季	日間	平日	平成19年7月25日(水) 9時00分～10時40分	晴れ	0	
		休日	平成19年8月5日(日) 9時00分～11時20分	晴れ	0	
秋	日間	平日	平成19年10月12日(金) 9時50分～11時30分	晴れ	0	
		休日	平成19年10月6日(土) 9時00分～11時00分	雨のち くもり	1	
冬	日間	平日	平成20年1月16日(水) 9時14分～11時10分	くもり のち晴れ	2	
		休日	平成20年1月5日(土) 8時55分～11時10分	晴れ	5	

調査結果概要

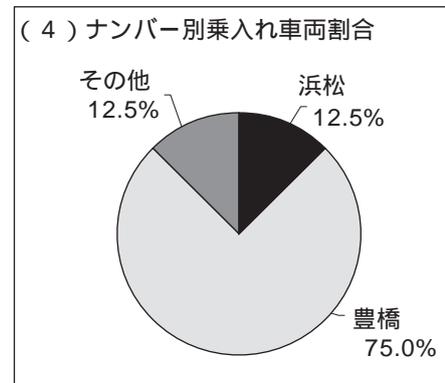
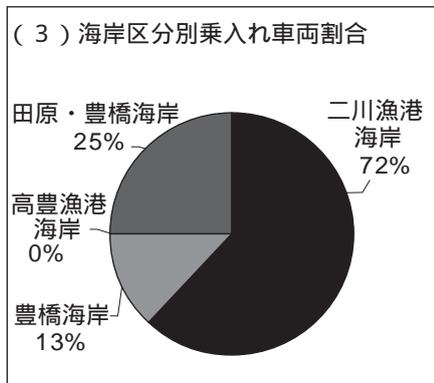
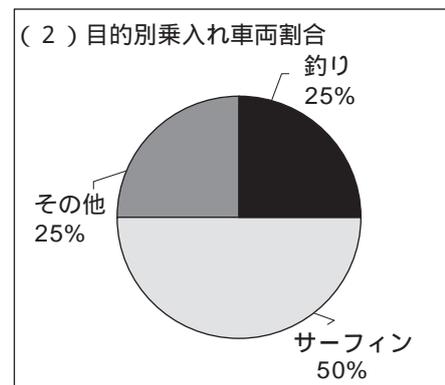
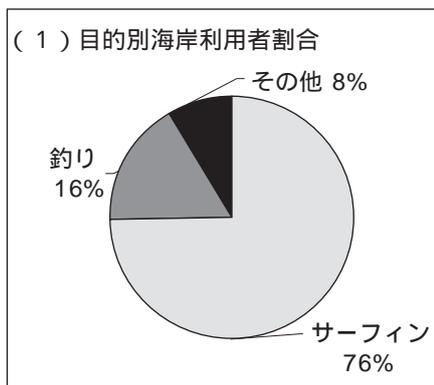
表浜海岸には多くの利用者が訪れるが、その多くがサーファーである。

平成 18 年 1 月 31 日から、表浜海岸全域で砂浜への車両乗入れ規制が始まったことにより、従前のような砂浜を東西に移動する車両は見られなくなった。

しかし、海岸利用者が多い場合、管理用通路の通行を妨げないために、通路南側の海浜植物上に乗上げて駐車している車両が見受けられ、今回それらがカウント対象となっている。

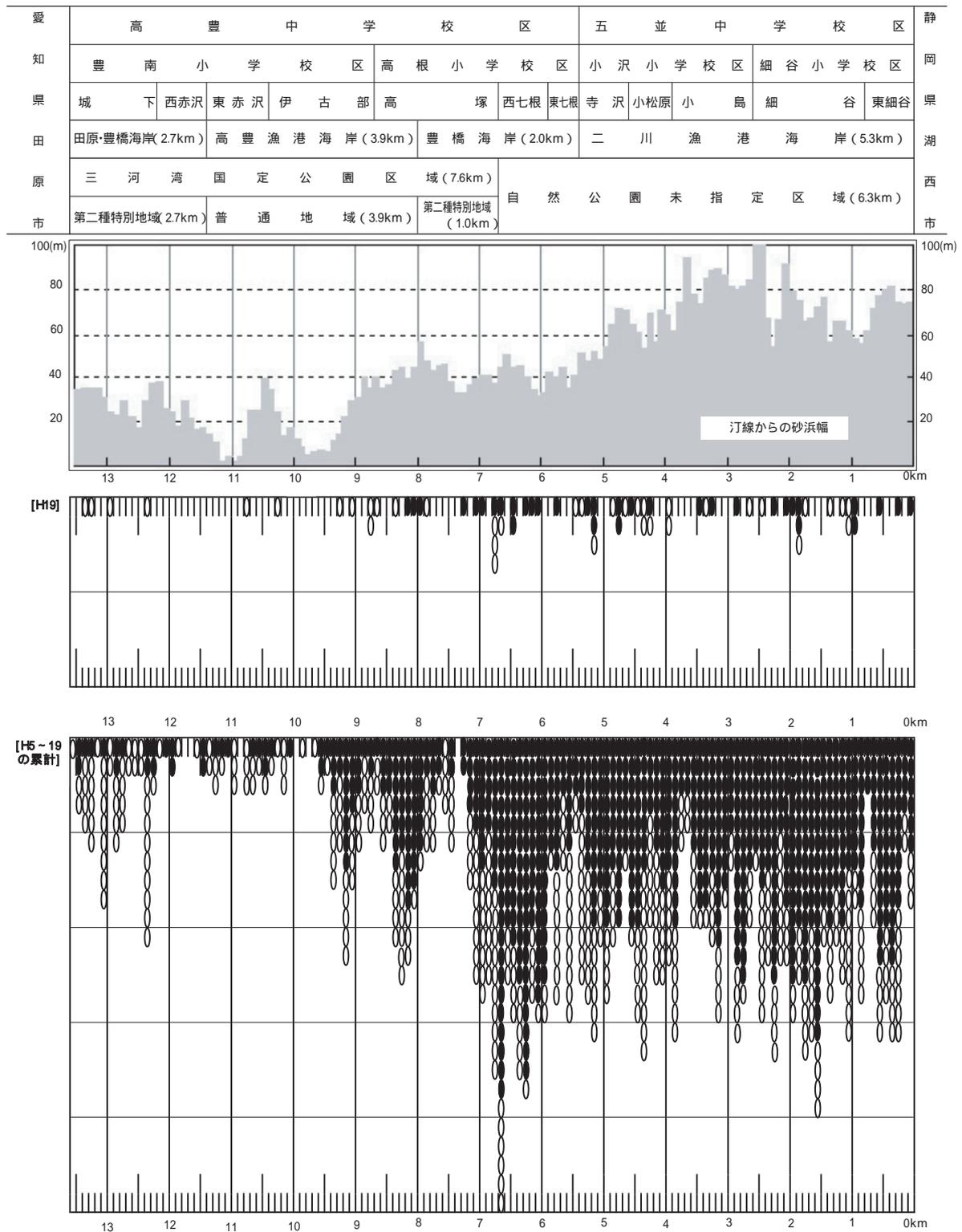
そのような場合は通路と砂浜との段差がない二川漁港海岸で多く見られた。

今回の乗入れ車両の運転手に対しては、口頭で車両乗入れ規制について周知した。



参考1 豊橋市域アカウミガメ上陸・産卵分布（平成5年～平成19年）

<凡例> ● ; 産卵成功 ○ ; 上陸のみ



海岸区分及び汀線からの砂浜幅は「高豊・二川漁港海岸保全計画（案）報告書 豊橋市（2002）」より作成し、()は海岸線延長距離を示す。

上陸産卵分布は県境を起点とした直線距離 100m 区間ごとの延べ上陸産卵頭数を示す。

西七根町のうち、浜辺川河口から寺沢町境までの区域は、東七根町として集計している。

参考2 表浜海岸における車両乗入れ規制について

1. 乗入れ規制をする目的

- ・市民が海岸を利用する上での安全性の確保
- ・アカウミガメをはじめ砂浜に生息する動植物の保護

2. 規制の方法

愛知県の表浜海岸の延長約 47km (豊橋市・田原市) を、愛知県と豊橋市が規制した。規制の根拠は、自然公園法特別地域約 35km を自然公園法、残り約 12km を海岸法とし、告示により施行した。

3. 規制の内容と所管部局

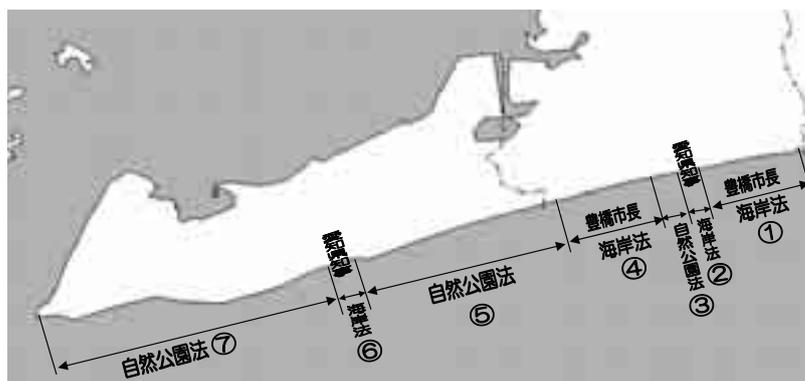
(1) 規制内容

	自然公園法	海岸法
規制開始日	平成 18 年 1 月 19 日 (木)	平成 18 年 1 月 31 日 (火)
根拠	第 13 条第 3 項	第 8 条の 2、第 37 条の 6
規制対象区域	自然公園特別地域 (三河湾国定公園内) 延長 35km	海岸保全区域内及び一般公共海岸区域内で海岸管理者 (愛知県知事、豊橋市長) が指定した区域延長約 12km
手続	知事の申し出により環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いたうえで規制区域を指定	海岸管理者 (愛知県知事、豊橋市長) が規制の区域及び規制の対象となるものを指定
効果	指定区域内への車馬等の乗入れは許可制となる。但し、漁業を営むための乗入れは不要許可行為である。	指定区域内へ自動車、船舶等をみだりに乗入れることはできない。但し、漁業を営むための行為は認められる。
違反に対する罰則	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
対象	自動車、オートバイ、サンドバギー車等	

(2) 所管部局

区分	担当部局	距離
自然公園法 (特別地域)	愛知県環境部自然環境課	約 35km (図、)
海岸法	国土交通省所管海岸	約 1km (図)
	農林水産省所管海岸 (赤羽根漁港)	約 2km (図)
	農林水産省所管海岸 (二川漁港・高豊漁港)	豊橋市産業部農地整備課

規制区域図面



(2) 汐川干潟の保全

ア．汐川干潟自然観察会（田原市共催）

開催日：[春]平成19年5月20日（日） [秋]平成19年10月28日（日）

場所：汐川干潟（杉山町）

目的：市民が汐川干潟の自然について理解を深め、その保全に対する意識の向上を図る。

内容：汐川干潟を守る会会員により、野鳥や干潟の生き物の観察を実施

参加者数：[春]37人 [秋]14人

(3) 野生鳥獣の保護

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止と、鳥獣の飼養等について適正な管理を行うことを目的とし、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、平成15年度より愛知県から委譲された鳥獣保護事務（有害鳥獣捕獲許可、愛がん飼養登録、ヤマドリの販売許可等）を行っている。

鳥獣保護事務実績

年度	有害鳥獣捕獲許可	愛がん飼養登録	ヤマドリの販売許可	計
平成17年度	18件	12件	0件	30件
平成18年度	19件	16件	0件	35件
平成19年度	20件	13件	1件	34件

(4) 法令等による指定状況

国定公園、県立自然公園

地域の自然環境を守る観点から、自然公園法及び愛知県立自然公園条例により、特別地域、普通地域に区分され、地域ごとに規制を受ける行為が定められている。本市では、三河湾国定公園及び石巻山多米県立自然公園の2つが指定されている。

国定公園・県立自然公園内の特別地域における各種行為許可・協議状況

平成19年度

(件)

行為の種類	自然公園名		計
	三河湾国定公園	石巻山多米県立自然公園	
工作物（建築物、車道など）の新・改・増築	8	14	22
木竹の伐採	0	4	4
車馬の使用	1	0	1
土地の形状変更	1	3	4
合計	10	21	31

国定公園・県立自然公園内の特別地域における各種行為の審査指針（抜粋）

地域 行為	第 2 種 特 別 地 域	第 3 種 特 別 地 域
建 築 物 の 新 改 増 築	高さ制限：13 m（分譲地等内では 10m）以下 敷地面積制限：分譲地等内の建築物、集合別荘等の敷地に限り 1,000m ² 以上 建ぺい率、容積率制限（次に示す割合以下） ・分譲地等内の建築物、集合別荘等 20%、40% ・その他の建築物 敷地が 500m ² 未満 10%、20% 1,000m ² 未満 15%、30% 1,000m ² 以上 20%、40% 地形勾配制限：建築物にかかる地形勾配は 30% 以下 建築面積制限：2,000m ² 以下 建築物の後退距離制限 ・公園事業道路等から 20m 以上 ・その他の道路、敷地境界線から 5 m 以上 その他、山稜線を分断しないなど自然景観を保全するための制限がある	20%、60% 20%、60%
木 伐 竹 の 採	原則択伐法による 風致景観上の一定の要件に応じ、単木択伐又は一定条件以下の皆伐とする	とくに要件はなし
広 設 告 物 の 置	営業所等の敷地内において、営業内容等を明らかにするために行われるもの ・高さ制限：5 m 以下 ・面積制限：5 m ² 以下（面積は表示面積） ・色彩条件：強い印象を与えるものでないこと	
土 形 地 状 変 更 の	集団的に建築物を造成するためのヒナ段式敷地造成、ゴルフ場の造成及び廃棄物の埋立による土地の形状変更は認められない。	
車 使 馬 の 用	申請場所以外では目的を達成することができないと認められるものであり、次の基準のいずれかに適合するものであること。 ・学術研究その他公益上必要と認められるものであること。 ・野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。 地域の住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。	

国定公園、県立自然公園及び愛知県自然環境保全地域

三河湾国定公園(昭. 33. 4. 10指定)

根拠法令 自然公園法(昭. 32. 6. 1法律第161号)

本市域内指定面積 378ha ・ 第二種特別地域 302ha
 ・ 普通地域 76ha

石巻山多米県立自然公園(昭. 44. 3. 14指定)

根拠条例 愛知県立自然公園条例(昭和. 43. 3. 29条例第7号)

指定面積 2,061ha ・ 第一種特別地域 26ha
 ・ 第二種特別地域 121ha
 ・ 第三種特別地域 1,914ha

愛知県吉祥山自然環境保全地域

根拠条例 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

(昭. 48. 3. 30条例第3号)

本市域内指定面積 10.05ha(全域普通地域)

